

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊川市	小笠南地区	○年○月○日	○年○月○日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	303.89ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	189.00ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	142.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	72.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	55.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	
(備考) その他情報(耕地面積に対する割合) 荒廃農地 3.80ha(1.25%) 田 141.40ha(46.5%)(うち荒廃農地 0.5ha/田面積に対する割合 0.35%) 畑 162.49ha(53.5%)(うち荒廃農地 3.3ha/畑面積に対する割合 2.03%)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・後継者不足、担い手の高齢化が深刻化している。
- ・耕作放棄地の増加が著しい。
- ・地域の農業を支える安定した農業の担い手がいなく、不足している。
- ・河東地区、河東砂山地区は地域の担い手への集約が進んでいる。
- ・安定した収入を確保できたうえで、後継者の育成を考えなくてはならない。
- ・茶畑の管理が難しい。
- ・茶、米以外にも、地域に適した作物への転換、採算の取れる儲かる農業を考える必要がある。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小笠南地区の耕作可能な農地利用については、水田や畑は、中心経営体である認定農業法人や認定農業者16経営体を中心となって担っていく。茶畑は中心経営体である認定農業者25経営体を中心となって担っていく。そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

河東地区(水利施設整備事業区域)の水田利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が主に担うため、集積・集約を進め、その他地域の農業者12経営体が耕作する。地域の担い手の高齢化に伴い、認定農業法人3経営体の受け入れを進めていく。

河東砂山地区の畑地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1,478筆、966,183㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・経営の拡大を図る中心的経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。
- ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力をを行う。
- ・中心的経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心的経営体への貸付を進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

経営の安定化を図るため、野菜等の収益性が高く、地域の環境に適する作物への転換、裏作の導入などの取り組みを進める。